

小規模多機能型居宅介護運営に不可欠な、「コミュニティケア」の実践を解説。
マーケティング戦略から地域支援・連携の方法など事業を成功させるノウハウを伝授。

●訪問介護サービス

●通所介護サービス

●地域密着型サービス

●施設・居住系サービス

●居宅介護支援サービス

●訪問介護サービス

●通所介護サービス

●地域密着型サービス

●施設・居住系サービス

●居宅介護支援サービス

中島康晴

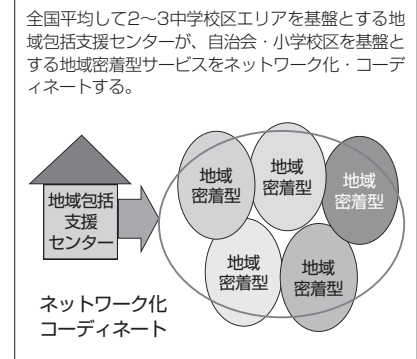
NPO法人地域の絆代表理事

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員。1973年生まれ。大学では、社会学を中心に社会福祉学を学ぶ。主な職歴は、デイサービスセンター生活相談員、老人保健施設介護職リーダー、デイサービス・グループホーム管理者。福祉専門職がまちづくりに関与していく実践の必要性を感じ、特定非営利活動法人地域の絆を設立。学生時代に参加した市民運動「市民の絆」の名前をヒントに命名。

表 運営推進会議（厚労省）

対象事業	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護
目的	(地域に対して) 提供しているサービスの内容を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること
内容	①通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受ける ②必要な要望、助言を聞く
構成員	利用者・利用者の家族・地域住民の代表者、市町村の職員または地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者
開催頻度	おおむね2カ月に1回以上
記録	報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表する

図 地域包括支援センターにおける地域支援のあり方



運営推進会議の進め方①

主目的はケア・サービスの向上と地域ニーズへの対応

地域密着型サービス、特に小規模多機能型居宅介護では、運営上の細かな規制や制約が非常に少ないのがその特徴かと思われ、中等度から重度の生活課題を抱えていらっしゃる方を、住み慣れた地域や在宅で支えていくためには臨機応変なケア・サービスのあり方が求められるのは自明のことです。ですから、これは当然の帰結とも言えます。違った表現をすれば、それだけ事業所側に運営の裁量権が委ねられていることとなります。

だからこそ、事業所ごとに良くも悪くも「格差」が生じることとなります。地域密着型サービスが創設されてもうすぐ3年になりますが、ケアサービスのあり方、地域との関係性、運営の仕方に事業所ごとの特色が出てきているように見受けられます。なかでも、独自性が強いのが運営推進会議のあり方ではないでしょうか。

まず、運営推進会議のあり方を考えるにあたって、制度上の考えに触れておく必要があります。「指定地域密着型サービスの事業の人

ワークを築くことも、公益色の強い地域包括支援センターにその期待が寄せられます。

以上のように運営推進会議のあり方を考えていくと、その目的は大きく2つあるのではないかと考えています。

①外部の視点を入れ、チェック機能を働かせケアサービスの向上につなげる、②地域のニーズを把握し、それに応え得る方策を検討する。地域の絆の各事業所では、この2つを常に1・1の配分で会議の運営を行っていきます。

利用者が運営に参加できる仕組みづくりを

次に地域の絆での取り組みと、そこから見える運営推進会議の課題について提言させていただきます。

構成員については、利用者・利用者の家族・市職員・地域包括支援センター職員・近隣事業所(居

員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令第34号)や厚労省から過去に出された「Q&A」の要旨をまとめると表のようになります。たったこれだけですが、このなかから、厚生労働省が意図する事柄や、私たちがこの会議を有効に運営していく方策を見出すことができます。密室でのケアに陥りやすいグループホームと小規模多機能型居宅介護に第三者の評価の目を定期的に入れ、ケアサービスの質の向上を狙っているのは言うまでもありませんが、なかでも私は「構成員」の中身に注目しています。利用者の権利擁護が謳われて久しい今日、利用者・家族が参加するのは自明のことです。そこに、地域住民の代表者や、行政職員、地域包括支援センター職員が入っていることに私はさまざまな可能性と意図を感じています。

まず地域住民の代表者ですが、厚労省のQ&Aでは、「町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられる」と表現されています。これらの人々が会議に参加する意義や、そのことで望める展望とは、①地域住民が事業所の運営に参画すること、②事業所・

宅介護支援事業所や介護保険施設等)の職員・市社会福祉協議会職員・福祉系専門学校講師・自治会長・民生委員・老人クラブ会長・近隣住民といった構成になっています。なかでも、小規模多機能型居宅介護の対象利用者像を考えると、利用者の参加が難しいことが課題となつていきます。他の参加者の話の内容を理解し発言できる方が非常に少なく、参加されることは稀にしかありません。であるならば、利用者の権利擁護を担保する別の機会を設けるか、利用者が参加できる会議の体制を整えることが必要だと認識しています。

権利擁護とは、利用者の主体性・自発性を引き出し、その人らしい生活を支援することだと私は考えています。であればこそ、自分たちが利用する事業所の運営に主体的に参加する機会を保障する義務が私たちにあります。利用者が運営推進会議に参加する意義をもっと大切に考えたいものです。

住民参加を促すカギはいかにメリットを伝えるか

また、地域住民の代表者につい

地域包括支援センター・行政が地域住民のニーズを把握すること、③事業所・地域包括支援センター・行政と地域住民が協働でまちづくりを展開すること——が挙げられます。

原則として、日常生活圏域内で完結するサービス提供が基本となる地域密着型サービスにおいて、その利用者は地域住民であり、運営推進会議に地域住民の代表者が参加することは、将来自分や家族が利用するであろう身近な事業所を自らの手で育て、また不備があれば行政に指導依頼を行う住民自治につながるのではないかと私は期待しています。

一方、地域包括支援センターにとってもこの会議に参加する意義はあろうと思います。平均して2~3中学校区を対象範囲として活動する地域包括支援センターが、3~6人程度の職員配置で、直接的に地域支援を行うことが困難な現状を鑑みれば、センター管内にある地域密着型サービスをうまくコーディネートし、間接的な地域支援を実践していく視点も必要ではないかと考えるのです(図)。また、地域密着型サービスのネット

で、必ずしも自治会役員の方というとなら方はしておりません。役員の方の考えが必ずしも地域住民の総意だとは考えていないからです。社会福祉協議会の職員さんに参加いただいているのは、法人の理念と社会福祉協議会の理念が一致するからです。

いずれにしても、地域住民をはじめ、地域包括支援センターや社会福祉協議会、他事業所に対して、参加をお願いする依頼文を持参し、事業所の理念をしっかりと説明させていただくことが必要です。地域住民に対しては住民説明会の場で、事業所に対しては40分程度のプレゼンテーションをさせてもらって、その後参加いただいたところもあります。地域密着型サービスの職員には、今後、強く説明能力が求められることでしよう。交渉の基本は、データ・理論・情動性であると私は自覚しています。特に「情動性」である心意気や思いがなければ、他者の心を動かすことはできないでしょう。

次号では、会議の実際についてお話ししたいと思います。